

## 【102 例目】静岡県（富士宮市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和8年3月12日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

### 1 基本情報

経営形態（飼養頭数）：一貫経営（約1,550頭）

豚舎の構造及び豚舎数：開放豚舎8棟

発生豚舎：育成豚舎

### 2 農場の概況

- ① 当該農場は富士山の山裾に位置し、森林に囲まれた畜産団地の中央に立地している。肉牛農場及び養豚場に隣接し、向かいには養鶏場が立地している。
- ② 当該農場の南約8kmに系列の肥育農場（約650頭飼養）が位置している。
- ③ 当該農場の周囲10km圏内では、令和3年5月以降、野生イノシシの豚熱陽性事例は確認されていない。一方、当該農場から離れた周辺地域では、直近では令和8年1月25日に当該農場から南約28km地点、同年1月11日に北約20km地点において捕獲された野生イノシシから陽性が確認されている。
- ④ 当該農場は、南側から順に、肉豚舎①、分娩豚舎①、肉豚舎②及び母豚舎①、交配豚舎、育成豚舎及び母豚舎②、分娩豚舎②の各棟が配置されていたほか、事務室兼従業員更衣室2棟、物品倉庫1棟から構成されていた。
- ⑤ 肉豚舎①と分娩豚舎①は屋根と柵が設置された渡り廊下で繋がっており、分娩豚舎①と肉豚舎②は柵が設置された屋根や壁のない渡り廊下で繋がっていた。交配豚舎と母豚舎①、②及び母豚舎②と分娩豚舎②は豚舎東側の屋外通路で繋がっていた。
- ⑥ 発生豚舎である育成豚舎は、豚舎内が5つの豚房で区切られ、それぞれの入口には扉が設置されていた。発生豚房は、育成豚舎内の北西側に位置していた。

### 3 管理人及び従業員

- ① 農場で飼養管理を行う者は、農場主及び3名の従業員であり、このうち2名は技能実習生であった。基本的には、当該農場に3名、系列の肥育農場に1名に分かれて飼養管理しているものの、午前中に肥育農場で飼養管理を行っていた1名は、午後には当該農場での飼養管理を行っていたとのこと。なお、農場ごとの専任は定めておらず、日常的に両農場で飼養管理を行っているとのこと。

### 4 ピッグフロー及びワクチン接種

- ① 当該農場では繁殖豚の自家育成を行っておらず、すべて外部導入していた。繁殖候補豚は6か月齢で母豚舎に導入し、2週間程度飼養した後、交配豚舎に移動させ、3回の発情を確認後に約8か月齢で人工授精を実施していた。過去28日間の導入は2月14日のみとのこと。
- ② 繁殖豚は種付が確認されたら交配豚舎から母豚舎、分娩豚舎と順に移動する。生まれた子豚は28日齢で離乳し、離乳後、母豚は交配豚舎へ戻される。子豚はそのまま分娩豚舎で約42日齢まで飼養された後、育成豚舎へ移動する。その後、70日齢程度で若齢豚用の肉豚舎（肉豚舎②）へ、90日齢程度で当該農場内の仕上げ用の肉豚舎（肉豚舎①）又は系列の肥育農場の肥育豚舎へ移動し、出荷まで飼養されていた。なお、系列の肥育農場への豚の移動は、令和8年3月6日を最後として、その後は行われていないとのこと。
- ③ 当該農場内での繁殖豚の豚舎間移動は、豚舎間を結ぶ渡り廊下又は屋外の通路を歩かせて行っていた。分娩豚舎と母豚舎を繋ぐ通路は移動後に消石灰を用いて消毒していたが、それ以外の通路や移動前には消毒を実施していなかった。調査時、渡り廊下は防疫作業中であり、当該農場東側の通路には土や落ち葉は堆積していなかった。

た。

- ④ 離乳豚を分娩豚舎から育成豚舎に移動する際は、同腹ごとに箱へ入れ、台車に載せて移動していた。育成豚舎から肉豚舎②への移動時は、当該農場専用の軽トラック荷台に載せて運搬していた。台車やトラックは作業後に洗浄していた。
- ⑤ 肉豚舎②から肉豚舎①へ豚を移動する際は、まず肉豚舎②から分娩豚舎①につながる渡り廊下を歩かせ、分娩豚舎①内を通過して、分娩豚舎①から肉豚舎①へにつながる渡り廊下を歩かせていた。系列の肥育農場へ移動させる際は、肉豚舎①から隣接する分娩豚舎①につながる渡り廊下を出荷台とし、出荷兼肥育農場への豚移動用の2tトラックに積載して移動させていた。トラックは作業後に洗浄していた。
- ⑥ 離乳豚への豚熱ワクチンは34日齢に分娩豚舎で、従業員1名が保定し、家畜保健衛生所職員が接種していた。針は曲がれば交換していた。
- ⑦ 母豚への豚熱ワクチンは、免疫付与状況確認検査時に家畜保健衛生所職員が5月又は11月に接種していた。針は1頭ごとに交換し、直近は令和7年11月に接種したとのこと。

## 5 飼養衛生管理関係

- ① 当該農場の車両出入り時に使用する動力噴霧器が令和7年の初頭から故障しており、従業員の自家用車及び出荷用の自家用トラックの消毒は実施されていなかった。飼料運送業者の車両消毒は、飼料運送業者が用意した動力噴霧器又は蓄圧式噴霧器を利用して行われていたとのこと。
- ② 出荷時は、と畜場に自家用トラックで搬入し、と畜場で入退場時に車両消毒後、高速道路を通過して農場へ戻るとのこと。
- ③ 繁殖候補豚導入の際は、衛生管理区域外で種豚業者のトラックから、自家用トラックへと積み替え、自家用トラックで農場に導入していた。積み替え作業時、種豚業者と農場主が互いのトラックの荷台等に乗ることはなかったとのこと。
- ④ 従業員は、自宅から作業着を着用して出勤していた。また、衛生管理区域入場時に、衛生管理区域境界における靴の履き替えや、手洗い及び手指消毒は実施していなかったとのこと。衛生管理区域入場後、衛生管理区域中央に位置する更衣室において、上半身のみを覆う専用の上着、長靴及び手袋を着用していた。なお、毎日作業終了後に作業着及び上着を洗濯し、翌日の作業着を着用して帰宅し、当該作業着を着用して翌日出勤するとのこと。加えて、手袋は、毎日洗濯や交換は行われておらず、休日等に洗濯していたとのこと。
- ⑤ 従業員は豚舎ごとに作業着や手袋の交換は行っておらず、育成豚舎及び分娩豚舎以外の豚舎では長靴の交換も実施していなかった。育成豚舎に入る際には、豚舎入口で踏込み消毒をした後豚舎内に入り、豚房前で専用長靴に履き替えていたが、豚舎入口で長靴の踏込み消毒を実施しないこともあったとのこと。分娩豚舎では、踏込み消毒後に豚舎専用長靴に履き替え、再度踏込み消毒を行っていた。なお、育成豚舎及び分娩豚舎には、すのこ等の履き替えの境界を示すものはなかった。
- ⑥ 従業員は日常的に、同一日以内に当該農場と系列の肥育農場で飼養管理をしてきたが、衣類及び長靴等の交換は行うものの、シャワーイン・シャワーアウトは実施していなかったとのこと。
- ⑦ 外部業者及び獣医師が豚舎内作業で農場に立ち入る際は、衛生管理区域入口で農場が用意した専用の紙つなぎ及び長靴へ更衣し、手指消毒及び踏込み消毒を行い、従業員と同じ手順で豚舎へ入っていたとのこと。
- ⑧ 飼料は飼料運送業者が各豚舎横の飼料タンクへ搬入しており、頻度は2週間に3回程度であった。飼料運送業者は衛生管理区域入口の更衣室で持参の作業着及び長靴へ更衣し、手指消毒を行い、踏込み消毒後に区域内へ立ち入っていたとのこと。調査時、踏込み消毒槽には薄氷が張っていた。なお、飼料にエコフィードや自家配合飼料は使用していないとのこと。

- ⑨ 給餌方法は交配豚舎の一部が自動給餌で、その他の豚舎は手給餌とのこと。飼料用の一輪車、容器及び台車は、豚舎ごとに専用のもを使用していたが、豚舎内外の両方で使用されていた。また、豚舎内に持ち込む際や使用後における器具及び台車の洗浄・消毒は実施されておらず、汚れが認められた場合に洗浄のみを行っていたとのこと。
- ⑩ 給水及び豚舎清掃用の水には井戸水を使用していたが、水質検査は実施していなかった。

## 6 糞及び死亡豚の取扱い

- ① 死亡豚は毎日の見回り時に従業員が豚房外の通路に出し、死亡数を記録後に台車で運ばれ、死体が処理されるまでの間、浄化槽脇のフレコンバッグに集積されていたが、調査時はフレコンバッグの口は開放していた。台車は各豚舎内外で使用されており、使用後は、消毒は実施されておらず、水洗のみ行っていたとのこと。
- ② 除糞作業は、母豚舎及び肉豚舎②では毎日、それ以外は必要に応じて実施していた。除去した糞は、一輪車で浄化槽脇の屋根付きの堆肥場又は曝気槽脇へ運搬していた。一輪車は各豚舎内外で使用しており、消毒は実施されておらず、洗浄のみを行っていたとのこと。集められた糞は、2～3日分を集積後、ホイールローダーにより当該農場西側の堆肥化施設へ運搬していた。この際、車両は一度衛生管理区域外を通過するが、車両消毒は実施されていなかった。また、堆肥化施設内には長期間放置された糞が堆積していた。

## 7 野生動物関連

- ① 当該農場の衛生管理区域は、高さ約80cm、網目約10cm四方のイノシシ対策フェンスで囲われていたが、一部が倒れ隙間が確認された。また、フェンス外周については全域に渡り除草が行われておらず、枯草が繁茂していた。
- ② 育成豚舎の発生豚房の入口扉下（外側）でネズミ糞を確認した。従業員が殺鼠剤を散布していたが、豚房内の水道配管上でネズミを目撃することがあるとのこと。
- ③ 育成豚舎の発生豚房内の換気ファン開口部には網が設置されておらず、育成豚舎の入口にも野生動物が侵入可能な隙間があった。
- ④ 調査時、畜産団地内ではカラス、トビや小型野鳥の飛来を確認した。
- ⑤ 当該農場の堆肥舎及び堆肥化施設には防鳥ネットが設置されていなかった。
- ⑥ フェンス沿い及び衛生管理区域内の空き地で中型野生動物の糞を確認した。ネコ、イタチ、タヌキ、ウサギ、キツネ及びアライグマ等の目撃例があり、ネコは多数生息し増加傾向とのこと。調査時もフェンス付近でネコ2匹を確認した。
- ⑦ 当該農場周辺では野生イノシシの掘り返し痕や獣道は確認されず、農場主もイノシシは目撃していないとのこと。

## 8 臨床症状の経過

- ① 2月後半から、育成豚舎で離乳豚（離乳後1か月、ワクチン接種済）の死亡数が増加し、削瘦も見られた。哺乳中の餌付け時にも餌を食べない個体があったため、子豚用ミルクの種類変更を行った群であることから、その影響で餌食いが弱く発育不良の個体が増えたと考えていたとのこと。
- ② 育成豚舎内の発生豚房である豚房③は1月9日分娩、2月21日移動の群で、2月24日～3月9日の死亡数は1日1～4頭で計26頭であった。
- ③ 2月28日に管理獣医師が剖検した際、胃内容物がなく食欲廃絶が疑われたが、他の特異的な病変は認められず、寒さや採食不良の影響が考えられたため、経過観察とした。
- ④ 3月10日、育成豚舎の豚房③で活力低下、下痢、削瘦が見られ、前日と様子が異なるため管理獣医師に相談し、家畜保健衛生所へ連絡したとのこと。

- ⑤ 調査時、育成豚舎の豚房③は殺処分済であった。豚房③と通路を挟んで反対側の豚房⑤では活力低下個体が複数認められた。なお、繁殖豚及び肥育豚に異常は確認されなかった。

(以上)